

令和 8 年第 3 回南幌町議会定例会議事日程（追加）

日程番号	事 件 番 号	事 件 名	結 果
追加 1	発議第 1 1 号	国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出について	
追加 2	発議第 1 2 号	米国産生馬鈴しょの輸入解禁反対等を求める意見書の提出について	
追加 3	発議第 1 3 号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1 / 2 への復元、30 人以下学級など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の提出について	
追加 4	発議第 1 4 号	「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出について	
追加 5	発議第 1 5 号	急騰する奨学金の金利に対する負担軽減を求める意見書の提出について	

発議第 1 1 号

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 9 条の規定により、関係機関に対し別紙のとおり意見書を提出する。

令和 8 年 9 月 7 日提出

提出者 南幌町議会議員 石 川 康 弘

賛成者 南幌町議会議員 家 塚 雅 人

南幌町議会議員 細 川 美喜男

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書

北海道は、豊かな自然、広大な大地、冷涼な気候などの特性を有し、農畜産物や水産物の全国有数の生産地として国民の食を支えています。また、近年では風力発電をはじめとする再生可能エネルギーの高いポテンシャルにも注目が集まっており、これらの強みを生かしながら、持続可能で活力ある北海道の実現を目指しています。

一方で、北海道の道路を取り巻く環境は、高規格道路の未整備区間をはじめ、自然災害による交通障害、幹線道路や通学路での交通事故、道路施設の老朽化など多くの課題を抱えています。

これらの課題解決に向け、次世代半導体、A I ・ D Xといった産業の集積促進、人流・物流の効率化による生産性向上、大規模災害に備えた強靱な地域づくりを一層進めるため、高規格道路から道道・市町村道に至る道路網整備や老朽化対策を着実に進める必要があります。また、積雪寒冷地である本道では、安定した除排雪体制の維持など、冬期の安全・安心を確保することが必要です。

よって、国においては、千島海溝や日本海溝周辺での発生が危惧されている海溝型地震や気候変動に伴い激甚化・頻発化する自然災害への対応など、国土強靱化を一層推進するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう要望します。

記

- 1 道民の命と暮らしを守り、地域を強く豊かなものとしていくため、計画的かつ長期安定的な道路整備・維持管理が進められるよう、必要な予算を確保すること。
- 2 第1次国土強靱化実施中期計画に基づく橋梁、トンネル、舗装等の老朽化対策や無電柱化などを着実に推進し、道路の安全・安心を確保するために、資材価格・人件費の高騰等の影響を踏まえた必要な予算・財源を通常道路予算とは別枠で確保すること。
- 3 高規格道路の未整備区間の解消、高規格道路と直轄国道の連携によるダブルネットワークの構築、暫定2車線区間の4車線化や耐震補強等の機能強化を進め、災害に強い道路ネットワークの整備を推進すること。
- 4 令和8年度末で期限を迎える公共施設等適正管理推進事業について、道路等の長寿命化推進のため、期限を延長すること。
- 5 冬期における円滑な交通確保のため、除排雪に必要な予算を確保するとと

もに、老朽化が進行している除雪機械等の計画的な更新・増強が可能となるよう財政支援を強化すること。

- 6 維持管理に活用可能な交付金制度を創設するとともに、都市公園、下水道など公共施設の長寿命化について、すべての管理施設の点検や診断、補修、更新が交付対象となるよう採択要件を緩和するなど、地方負担の軽減を図ること。
- 7 堤防整備などの対策をより一層加速するため、粘り強い堤防の整備に関する交付金制度の拡充や、小規模河川改修に対応した財政、技術支援制度の創設など、流域治水の取組に必要な財政支援を更に強化すること。
- 8 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出します。

令和8年9月 日

北海道南幌町議会議長 側 瀬 敏 彦

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、
国土強靱化担当大臣 各宛

発議第 12 号

米国産馬鈴しょの輸入解禁反対等を求める意見書の提出について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 99 条の規定により、関係機関に対し別紙のとおり意見書を提出する。

令和 8 年 9 月 7 日提出

提出者 南幌町議会議員 石 川 康 弘

賛成者 南幌町議会議員 家 塚 雅 人

南幌町議会議員 細 川 美喜男

米国産生馬鈴しょの輸入解禁反対等を求める意見書

本道農業は専門的な農家が主体となり、畑作においては重要品目である４品目（麦、大豆、てん菜、馬鈴しょ）を中心に輪作体系の確立を図りながら、特に馬鈴しょでは、生食・加工用をはじめ、でん粉工場とも密接な関係のもと、地域経済・社会を支える基幹作物として重要な役割を果たすなど安全で安心な生産に努めています。

一方、生産現場では、いまだに侵入経路を解明できていないシロシストの防除対策に加え、種子馬鈴しょ農家の減少や原原種の萌芽不良などにより、持続的な種子生産に大きな支障をきたしています。

そうした中で、２０２０年３月に米国より、生馬鈴しょの輸入解禁要請が行われて以降、検疫協議が進められてきましたが、今年９月で病害虫リスク評価の作業を終え、次のステージ（リスク管理）に進むとしており、輸入解禁は時間の問題ではないかと生産現場からは大きな不安の声が上がっています。すでに輸入が解禁されているポテトチップ加工用馬鈴しょでも、土壌を除去し、封印後密閉コンテナで輸送され、指定工場へ搬入・処理するなどの厳しい条件のもとで輸入されています。

しかし、生食での輸入解禁は、汎用性が広がり新たな病害虫の侵入リスクを増大させるもので、安全・安心な国産馬鈴しょの供給体制をさらに困難な環境下に陥れ、国内生産に甚大な影響を与える危険性があり、到底受け入れられるものではありません。

つきましては、米国産生馬鈴しょの輸入検疫協議において、食料安全保障の観点に立ち、国内生産に甚大な影響を及ぼさないよう、下記事項を要望します。

記

- 1 道内のシロシストの侵入原因を究明できていない現状にもかかわらず、生馬鈴しょの輸入は加工用の限定輸入以上に新たな病害虫の侵入リスクを高め、国内生産を崩壊させる危険があることから、絶対に輸入解禁を認めないこと。
- 2 米国産生馬鈴しょの植物検疫協議については、シロシスト防除対策や種子生産などで現場対応に苦慮しているなかで、輸入解禁を見込んだ報道などにより生産現場に不安が広がっていることから、生産者に対して正確な状況説明を丁寧に行うこと。
- 3 近年の萌芽不良など種子馬鈴しょの品質低下に対して、現場に原因分析の

情報共有を図るとともに、種苗管理センターへの国の財政支援の強化や種子管理の徹底、作付拡大に向けた種子の確保など、種子の安定供給体制を早急に構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出します。

令和8年9月 日

北海道南幌町議会議長 側 瀬 敏 彦

内閣総理大臣、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣 各宛

発議第 13 号

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1／2 への復元、30 人以下学級など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の提出について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 99 条の規定により、関係機関に対し別紙のとおり意見書を提出する。

令和 8 年 9 月 7 日提出

提出者 南幌町議会議員 熊 木 恵 子

賛成者 南幌町議会議員 家 塚 雅 人

南幌町議会議員 石 川 康 弘

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、30人以下学級など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書

義務教育費国庫負担制度は、地方自治体の財政状況に左右されずに教職員を安定的に確保するために、教職員の給与の一部を国が負担する制度です。この制度における国の負担率が2006年に1／2から1／3に変更されました。教育の機会均等を確保するためにも、国の責任において義務教育費国庫負担制度を堅持し、国の負担率を1／2へと復元することが重要です。

25年1月に文科省が発表した就学援助実施状況等調査では、要保護・準要保護率は、全国で13.66%（7人に1人）、北海道においては全国で7番目に高い17.59%（5.7人に1人）となっており、依然として各家庭への負担が厳しい実態にあります。

高校授業料無償化制度の所得制限は撤廃されたものの、奨学金制度を利用せざるを得ない子どもたちや経済的な理由で進学・就学を断念する子どもも増加しています。26年度予算では、高校生等奨学給付金が年収270万円未満から490万円未満へと拡充されました。また、給食費無償化についても小学校で実施されます。今後も対象者や校種、補助金額などのさらなる拡大が必要です。

子どもたちへのきめ細やかな教育を実現するためには、教職員定数を抜本的に改善することによる少人数学級の実現と教職員の超勤・多忙化解消は不可欠です。公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律が成立し、小学校に続き、26年度から中学校においても段階的に35人以下学級が実現することになりましたが、高校については依然として検討にとどまっています。26年度文科省予算において教職員定数改善は、中学校においても35人学級を段階的にすすめるために5,580人、小学校教科担任制拡大に向けて990人など7,596人にとどまっています。現場が求める授業準備の確保や持ちコマ数軽減、高校への当面35人学級拡大などさらなる改善が必要です。

さらに、小・中学校の不登校が11年連続で増加し、過去最高を記録しています。その一因として、学習指導要領が改訂のたびに、内容及び教科書のページ数が増加したことが子どもたちに過度な負担を与えていると指摘されています。子どもたちの負担を軽減し、学校をゆたかな学びの場とするためには、学習指導要領の内容や標準授業時数を見直し、カリキュラム・オーバーロードの早期改善を図る必要があります。

こうしたことから、国においては、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率1／2への復元、早急に実効性のある教職員の超勤・多

忙化解消、30人以下学級の実現など、学校がゆたかな学びの場となるよう、以下の項目について教育予算の確保・拡充、就学保障の充実を図るよう要望します。

記

- 1 国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償とするよう求める。少なくとも、義務教育費国庫負担制度を堅持し、当面、義務教育費国庫負担金の負担率を1／2に復元すること。
- 2 給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消や、図書費などについて国において予算の十分な確保、拡充を行うこと。
- 3 就学援助制度・奨学金制度の更なる拡大など、就学保障の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充を図ること。
- 4 小中高30人以下学級の早期実現に向けて、学級編制標準を順次改定するよう求める。当面、中学・高校への35人以下学級拡大を求める。また、増加し続ける不登校やいじめ、自死など子どもたちの解決すべき問題を改善するため教職員定数改善や加配教員増員を図るとともに、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置の実現のため、必要な予算の確保・拡充を図ること。
- 5 子どもたちのゆたかな学びを保障するため、学習指導要領の内容精選及び標準授業時数精選を図り、カリキュラム・オーバーロードの早期改善を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出します。

令和8年9月 日

北海道南幌町議会議員 側 瀬 敏 彦

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、
内閣府特命担当大臣（地方創生担当） 各宛

発議第 14 号

「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 99 条の規定により、関係機関に対し別紙のとおり意見書を提出する。

令和 8 年 9 月 7 日提出

提出者 南幌町議会議員 熊 木 恵 子

賛成者 南幌町議会議員 家 塚 雅 人

南幌町議会議員 石 川 康 弘

「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書

北海道教育委員会は、２０２３年３月に「これからの高校づくりに関する指針（改定版）」（以下、「指針（改定版）」）を策定し、公立高等学校配置計画をすすめてきました。毎年度、中卒者数減などを理由に高等学校の募集停止や再編・統合、間口削減を行ってきたことにより、道内では公立高校の統廃合が進み、公立高校のない市町村が５５市町村（２６年４月現在）となりました。

「指針（改定版）」には、１学年４～８学級とした学校規模の基準明示が削除となったものの、５月１日現在の第１学年の在籍者数が２年連続で２０人未満、地域連携校等で５月１日現在の第１学年の在籍者数が２年連続で１０人未満とした配置の基本的な考え方により、２８年度高校配置計画において美瑛高校の募集停止が公表されるなど、今後も高校数が減少していく見通しです。

また、２６年度からは私立高校授業料も年間４５万７，２００円と上限額はあるものの実質無償化となりました。国に先行して既に私立高校の無償化を実施している自治体では、中学受験の過熱化や公立校の定員割れとそれに伴う統廃合、私立高校の授業料値上げが結果として生じており、北海道においても公立高校の定員割れがみられ、一方で大学付属校や私立進学校などで定員オーバーとなりました。

地元の高校を奪われた子どもたちは、遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、精神的・身体的な負担が増大するとともに、保護者の経済的負担が大きくなっています。また、子どもの進学を機に地元を離れる家庭もあり、過疎化が進み、経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど結果的に地域の活力を削ぐこととなっています。

多くの市町村は、通学費や制服代、教科書代の補助や給食提供などの財政措置のほか、やむなく市町村立へ移管とするなど、地元の高校存続に向けた努力をしています。しかし、本来こうしたことは北海道教育委員会が行うべきであり、北海道教育委員会は、後期中等教育をすべての子どもたちに等しく保障する教育行政としての責任を、各自治体に転嫁していると言わざるを得ません。

また、各地域や学校の特色ある取組により新入学生が増加しても既に計画された募集停止が撤回されないなど地域の声が反映されておらず、また、募集停止決定後、在校生の退学や転校が進むなど、このままでは、都市部への一極集中や地方の切り捨てなど地域間格差が増大し、北海道地域全体の衰退につながることは明らかなです。

北海道教育委員会は、広大な北海道の実情を鑑み、中学卒業者数の減少期だからこそ少人数でも運営できる学校形態を確立する、学級定数の改善を行うな

ど、地域の高校存続を基本に、希望するすべての子どもにゆたかな後期中等教育を保障していくべきです。そのためには、地域や子どもの意見・要望を十分反映させ、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した新たな高校配置計画、高校教育制度を創り出していく必要があります。

以上の趣旨に基づき、以下の事項について要望します。

記

- 1 北海道教育委員会「これからの高校づくりに関する指針（改定版）」を見直し、地域の教育や文化、経済や産業など地域の衰退を招かないため、少人数でも運営できる学校形態を確立し地域の高校を存続させること。
- 2 すべての道内公立高校の学級定員を30人以下に引き下げること。
- 3 教育の機会均等と子どもの学習権を保障するため、遠距離通学費等補助制度の5年間の年限を撤廃すること。
- 4 障がいのある・なしにかかわらず、希望するすべての子どもが地元の高校で学ぶことのできる後期中等教育を保障するため、地域合同総合高校の設置など、ゆたかな高等教育を実現するため検討を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出します。

令和8年9月 日

北海道南幌町議会議長 側 瀬 敏 彦

北海道知事、北海道教育委員会教育長、北海道議会議長 各宛

発議第 15 号

急騰する奨学金の金利に対する負担軽減を求める意見書の提出について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 99 条の規定により、関係機関に対し別紙のとおり意見書を提出する。

令和 8 年 9 月 7 日提出

提出者 南幌町議会議員 熊 木 恵 子

賛成者 南幌町議会議員 家 塚 雅 人

南幌町議会議員 石 川 康 弘

急騰する奨学金の金利に対する負担軽減を求める意見書

現在、大学生の約半数が奨学金を利用していますが、とりわけ日本学生支援機構の奨学金の利用者が多数となっています。日本学生支援機構の奨学金には、給付型、無利子貸与型（第一種）、有利子貸与型（第二種）の3区分がありますが、最も多い約62万人（2024年度）が利用しているのが有利子奨学金です。

今、第二種奨学金の金利の急騰によって、卒業後の返済が若者の将来に重い負担となっています。

返還期間中の金利が変わらない利率固定方式では、2022年3月には約0.4%であった利率が2026年3月には約2.4%に跳ね上がっています。奨学金の利率は、貸与終了時（卒業時など）の数値が適用されるため、2026年3月に卒業した学生は、わずか4年前の卒業生と比較して約6倍もの利率を課せられることになります。利子が大幅に膨らむことにより、入学当初の想定を大きく上回る返済総額となります。

これまでも奨学金の返済が若者の重たい負担になっていましたが、物価高騰のもとでの金利上昇による利子負担の増大で、返済困難に陥るリスクが高まっています。若者が経済的理由により学びを断念することや、人生設計に悪影響を与えることがないようにすることが必要です。

よって、政府においては、今般の金利の急上昇による返済額の負担増を軽減するために、増加した利子分への支援策を講じるとともに、給付型、無利子貸与型の対象の拡大を行うことを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により提出します。

令和8年9月 日

北海道南幌町議会議長 側 瀬 敏 彦

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣 各宛

